

入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、垂井町契約規則（昭和61年3月31日規則第23号。以下「規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成30年3月5日

垂井町長 中川 満也



1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事番号	第 総 1 号
(2) 工事名	垂井町新庁舎建設工事
(3) 工事場所	岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11
(4) 工事概要	<p>ア 庁舎棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事種目：増築・改修 ・構造及び階数：鉄筋コンクリート造（耐震構造）・2階建て ・建築面積：3,752.10 m² ・床面積：6,482.85 m² <p>イ ホール棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事種目：増築 ・構造及び階数：鉄骨造（耐震構造）・2階建て ・建築面積：385.20 m² ・床面積：753.92 m² <p>ウ その他建築物（庇等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事種目：新築 ・構造及び階数：鉄骨造（耐震構造）・平屋建て ・建築面積：303.01 m² ・床面積：197.88 m² <p>エ 建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、外構工事一式、既存建物一部解体工事一式、その他付帯工事一式</p>
(5) 工期	契約締結の日から平成31年5月31日まで
(6) 予定価格	事後公表
(7) 最低制限価格	無
(8) 調査基準価格	有
(9) その他	<p>ア 本工事は、提出資料及び入札書等を電子入札システムにて提出すること。</p> <p>イ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>ウ 本工事は、平成30年第1回垂井町議会定例会において、当該工事に係る新年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、これに伴い損害が生じた場合にあっては町はその損害について一切負担しない。</p>

2 契約条項を示す場所

垂井町役場 総務課管財係

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による事後審査型条件付き一般競争入札とする。単体企業又は共同企業体により入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 単体企業又は共同企業体の代表構成員の資格

ア 公告日における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事における総合評定値（P）が1, 200点以上あること。

イ 平成15年度以降に、元請として、鉄筋コンクリート造2階建て以上、延べ床面積7, 000㎡以上の建築物（工場、倉庫等簡易的な構造のものを除く。）の新築、増築又は改築の施工実績を有すること。なお、増築、改築については、当該施工部分の床面積が7, 000㎡以上とする。（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）

ウ 平成15年度以降に、元請として、鉄筋コンクリート造2階建て以上、延べ床面積3, 000㎡以上の建築物（工場、倉庫等簡易的な構造のものを除く。）の主要構造部を含む改修（耐震改修含む。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）

エ 本工事に従事する技術者は、次の基準を満たした者を専任で配置できること。

（ア）監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ）官公庁が平成15年度以降に発注した建築一式工事について、元請として主任（又は監理）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

オ 垂井町が発注した工事のうち、過去2年度（平成27年度及び平成28年度）に完成・引き渡しされた工事実績がある場合は、建築一式工事に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。過去2年度に遡っても受注実績のない場合は65点とみなす。

カ 岐阜県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

(2) 共同企業体の代表構成員以外の構成員の資格

ア 公告日における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事における総合評定値（P）が700点以上あること。

イ 平成15年度以降に、元請として、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の2階建て以上、延べ床面積1, 000㎡以上の建築物（工場、倉庫等簡易的な構造のものを除く。）の新築、増築又は改築の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30%以上のものに限る。）

ウ 本工事に従事する技術者は、次の基準を満たした者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ）官公庁が平成15年度以降に発注した建築一式工事について、元請として主任（又は監理）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

エ 垂井町が発注した工事のうち、過去2年度（平成27年度及び平成28年度）に完成・引き渡しされた工事実績がある場合は、建築一式工事に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。過去2年度に遡っても受注実績のない場合は65点とみなす。

オ 岐阜県内に本店が所在すること。

(3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は2者とし、(1)に規定する代表構成員としての資格を満たす者と(2)に規定する代表構成員以外の構成員の資格を満たす者による自主結成とする。ただし、共同企業

- 体の構成員は、同時に単体企業での入札の参加はできない。
- イ 共同企業体の構成員各々の出資比率は30%以上とする。
- ウ 代表構成員は、出資比率が最大の者とする。

4 入札日程

手続等	期間・日時	方法・場所等
設計図書等の閲覧	平成30年3月5日(月)午前9時から 平成30年4月9日(月)午後4時まで	垂井町ホームページにおいて閲覧すること。
現場見学会	平成30年3月15日(木)から 平成30年3月20日(火)まで 各日の「午前9時から11時」及び「午後1時から3時」までの間で見学すること。 (注1)	<場所> 垂井町宮代2957番地の11 <申込方法> 見学を希望する日の前日までに総務課管財係まで電話により申し込むこと。 <見学方法> 既存施設西側入口で受付後、内部等を自由に見学すること。なお、説明会等は実施しない。
質問受付・回答	平成30年3月5日(月)午前9時から 平成30年3月23日(金)午後4時まで (注1)	質問は、質問書(様式3)を作成し、電子メールにより提出すること。(注2) 回答は、質問受付期間終了後、速やかに垂井町ホームページにて公開する。
入札参加申請の受付	平成30年3月5日(月)午前9時から 平成30年4月9日(月)午後4時まで (注1)	電子入札システムによる。なお、共同企業体での入札参加申請は、共同企業体の代表構成員のICカードにより申請すること。
共同企業体入札参加資格審査申請書等の受付	平成30年3月5日(月)午前9時から 平成30年4月9日(月)午後4時まで (注1)	共同企業体による入札参加を希望する者は、総務課管財係まで持参により提出すること。 <提出書類> ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1) イ 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(様式2) ウ 委任状 エ 誓約書
入札参加資格確認通知書の発行	平成30年4月11日(水)	電子入札システムによる。

入札書の受付	平成 30 年 4 月 12 日（木）午前 9 時から 平成 30 年 4 月 20 日（金）午後 4 時まで （注 1）	入札書及び工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
開札	平成 30 年 4 月 23 日（月）午前 10 時から	電子入札システムによる。 垂井町役場 2 階第 1 会議室
入札参加資格確認資料の提出	平成 30 年 4 月 24 日（火）午後 4 時まで	入札参加資格確認申請書等を総務課管財係まで持参により提出すること。 別記様式第 2 号（注 3）
落札決定	申請書類の提出があった日の翌日から起算して 2 日以内（注 1）	電話等により通知する。

（注 1）土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（注 2）E-mail：somu@town.tarui.lg.jp

（注 3）垂井町事後審査型条件付き一般競争入札要綱の別記様式第 2 号に基づき作成すること。

5 契約条件等に関する事項

- | | |
|-------------|----------------|
| （1）入札保証金 | 免除 |
| （2）契約書作成の要否 | 要 |
| （3）契約保証金 | 垂井町契約規則の規定による。 |
| （4）議会の議決 | 有 |
| （5）前払金の有無 | 有 |

6 担当課

区 分	担当課	電話番号等	住 所
入札担当課 契約担当課 申請受付担当課 工事担当課	垂井町役場 総務課管財係	Tel 0584-22-1151（内線 296） Fax 0584-22-5180	〒503-2193 不破郡垂井町 1532 番地の 1 垂井町役場 2 階

7 その他

- （1）この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、垂井町契約規則その他関係法令及び「事後審査型条件付き一般競争入札の共通事項について」の定めるところによる。
- （2）本工事は、債務負担行為に係る契約（複数年度にわたる契約）とする。
- （3）下請業者の選定並びに工事材料等を購入する場合は、垂井町内に事業所を有する者の中から選定するよう努めること。（特記仕様書第 5 条参照）